

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令

目次

一	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	1
二	商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）	50
三	資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）	52
四	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）	55
五	不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号）	57
六	金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）	58
七	金融庁設置法第四条第一項第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）	63

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第一条の二十二）</p> <p>第二章 第三章の三（略）</p> <p>第三章の四 特定証券情報等の提供又は公表（第十四条の十四）</p> <p>第三章の五 重要情報の公表（第十四条の十五―第十四条の十七）</p> <p>第四章 第四章の三（略）</p> <p>第四章の四 高速取引行為者（第十八条の四の九―第十八条の四の十二）</p> <p>第四章の五 金融商品取引業協会（第十八条の四の十四―第十八条の四の十六）</p> <p>第四章の六 投資者保護基金（第十八条の五―第十八条の十五）</p> <p>第五章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）</p> <p>第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 取得勧誘のうち法第二条第三項第二号イからハまでに掲げる場</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第一条の二十二）</p> <p>第二章 第三章の三（略）</p> <p>第三章の四 特定証券情報等の提供又は公表（第十四条の十四）</p> <p>第四章 第四章の三（略）</p> <p>第四章の四 金融商品取引業協会（第十八条の四の九―第十八条の四の十一）</p> <p>第四章の五 投資者保護基金（第十八条の五―第十八条の十五）</p> <p>第五章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）</p> <p>第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 取得勧誘のうち法第二条第三項第二号イからハまでに掲げる場</p>

合に該当するもの、売付け勧誘等のうち同条第四項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、組織再編成発行手続のうち法第二条の二第四項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手続のうち同条第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていない有価証券（以下この号及び次号において「譲渡制限のない有価証券」という。）であつて、次に掲げる者以外の者が所有するものの売買

イ〜ハ（略）

ニ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の子会社等（法第二十九条の四第四項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。以下ニにおいて同じ。）又は当該子会社等の役員若しくは発起人その他これに準ずる者（当該子会社等の設立後に当該子会社等の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。）

ホ（略）

八〜十一（略）

（金融商品債務引受業の対象取引）

第一条の十九 法第二条第二十八項に規定する有価証券の売買又はデリバティブ取引に付随し、又は関連する取引として政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一〜三（略）

合に該当するもの、売付け勧誘等のうち同条第四項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、組織再編成発行手続のうち法第二条の二第四項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手続のうち同条第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていない有価証券（以下この号及び次号において「譲渡制限のない有価証券」という。）であつて、次に掲げる者以外の者が所有するものの売買

イ〜ハ（略）

ニ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の子会社等（法第二十九条の四第三項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。以下ニにおいて同じ。）又は当該子会社等の役員若しくは発起人その他これに準ずる者（当該子会社等の設立後に当該子会社等の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。）

ホ（略）

八〜十一（略）

（金融商品債務引受業の対象取引）

第一条の十九 法第二条第二十八項に規定する有価証券の売買又はデリバティブ取引に付随し、又は関連する取引として政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一〜三（略）

四 証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいい、その信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨を同法第四条第一項に規定する投資信託約款に定めたものに限る。以下この号、第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。）の設定（追加設定を含む。第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。）、証券投資信託の元本の一部の償還又は証券投資信託の受益証券と上場有価証券等（第一条の十第一号に規定する上場有価証券等をいい、当該証券投資信託の運用の対象とする各銘柄のもの又はその信託財産に属するものに限る。以下この号、第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。）との交換に係る受益証券又は金銭等（金銭又は上場有価証券等をいう。第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号において同じ。）の授受

（高速取引行為となる行為）

第一条の二十二 法第二条第四十一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

（新設）

四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買若しくはデリバティブ取引（前条に定める取引を除く。）又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う金融商品又は金銭の授受

（新設）

一 法第二条第四十一項第一号に掲げる行為を行うことを内容とした金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行うこと（同号に掲げるものを除く。）。

二 法第二条第四十一項第一号に掲げる行為を行う者を相手方として店頭デリバティブ取引を行うことその他の方法により、当該者に同号に掲げる行為を行わせることとなる取引又は行為を行うこと。

（募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条の十二 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、新株予約権証券（会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項が定められているものに限る。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この条において「新株予約権証券等」と総称する。）の発行者である会社（外国会社を含む。第十四条の第十七第十号、第二十七条の四第六号及び第三十三条の二第六号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるものの取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合とする。

（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）

第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要

（募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条の十二 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、新株予約権証券（会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項が定められているものに限る。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この条において「新株予約権証券等」と総称する。）の発行者である会社（外国会社を含む。第二十七条の四第六号及び第三十三条の二第六号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるものの取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合とする。

（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）

第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要

件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国国債」という。） 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イゝハ（略）

二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国地方債」という。） 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イゝハ（略）

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国特殊法人債」という。） 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イゝハ（略）

四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。） 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ（略）

ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融

件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国国債」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イゝハ（略）

二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国地方債」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イゝハ（略）

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国特殊法人債」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イゝハ（略）

四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ（略）

ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融

商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第二号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。

ハ・ニ (略)

五 法第二条第一項第五号から第七号までに掲げる有価証券（次号において「債券等」という。）で新株予約権証券等に該当するもの（以下この号において「新株予約権付債券」という。）及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付債券の性質を有するもの（以下この号及び次号において「海外発行新株予約権付債券」という。） 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ・ロ (略)

六 債券等（海外発行転換可能社債券及び海外発行新株予約権付債券を除く。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち債券等の性質を有するもの（以下この号において「海外発行債券」という。） 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該海外発行債券が指定外国金融商品取引所に上場されてい

商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第二号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下この条及び第三十三条の五第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。

ハ・ニ (略)

五 法第二条第一項第五号から第七号までに掲げる有価証券（次号において「債券等」という。）で新株予約権証券等に該当するもの（以下この号において「新株予約権付債券」という。）及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付債券の性質を有するもの（以下この号及び次号において「海外発行新株予約権付債券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ・ロ (略)

六 債券等（海外発行転換可能社債券及び海外発行新株予約権付債券を除く。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち債券等の性質を有するもの（以下この号において「海外発行債券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該海外発行債券が指定外国金融商品取引所に上場されてい

る場合にあっては当該指定外国金融商品取引所の定める規則、それ以外の場合にあっては当該海外発行債券の売買が継続して行われている外国の法令に基づき、当該海外発行債券の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（口括弧書に規定する場合に該当する場合であつて、親会社が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しているとき、又は当該親会社の株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該親会社により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができるときは、当該海外発行債券について保証を受けている旨、当該保証を行つている親会社の名称及び発行者の事業の内容その他の内閣府令で定める情報）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が同項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

七 株券及び法第二十一条第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「海外発行株券」という。） 次に掲げる要件の全てに該当すること。

る場合にあっては当該指定外国金融商品取引所の定める規則、それ以外の場合にあっては当該海外発行債券の売買が継続して行われている外国の法令に基づき、当該海外発行債券の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（口括弧書に規定する場合に該当する場合であつて、親会社が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しているとき、又は当該親会社の株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該親会社により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができるときは、当該海外発行債券について保証を受けている旨、当該保証を行つている親会社の名称及び発行者の事業の内容その他の内閣府令で定める情報）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

七 株券及び法第二十一条第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「海外発行株券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ〜ハ (略)

八 法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券に類するもの（以下この号において「海外発行受益証券」という。）及び同項第十一号に掲げる外国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券又は投資法人債券に類する証券を除く。以下この号において「海外発行投資証券」という。） 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ〜ハ (略)

九 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（以下この号において「権利表示証券」という。） 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 当該権利表示証券が次に掲げる要件の全てに該当する株券等（株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券並びに新投資口予約権証券等を除く。以下イにおいて「投資証券」という。）及び同項第二十号に掲げる有価証券で株券又は投資証券に係る権利を表示するものをいう。以下イにおいて同じ。）又は社債券等（社債券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するものをいう。以下イにおいて同じ。）に係る同条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引に係る権利を表示するもので

イ〜ハ (略)

八 法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券に類するもの（以下この号において「海外発行受益証券」という。）及び同項第十一号に掲げる外国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券又は投資法人債券に類する証券を除く。以下この号において「海外発行投資証券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ〜ハ (略)

九 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（以下この号において「権利表示証券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ 当該権利表示証券が次に掲げる全ての要件に該当する株券等（株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券並びに新投資口予約権証券等を除く。以下イにおいて「投資証券」という。）及び同項第二十号に掲げる有価証券で株券又は投資証券に係る権利を表示するものをいう。以下イにおいて同じ。）又は社債券等（社債券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するものをいう。以下イにおいて同じ。）に係る同条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引に係る権利を表示するもので

あること。

(1)・(2) (略)

ロ・ハ (略)

十 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ・ニ (略)

第三章の五 重要情報の公表

(上場会社等の有価証券から除くもの)

第十四条の十五 法第二十七条の三十六第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券として内閣府令で定めるもの

二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち次に掲げる者が発行者であるもの以外のもの

イ その資産の総額の百分の五十を超える額を不動産その他の内閣府令で定める資産に対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十四条の

あること。

(1)・(2) (略)

ロ・ハ (略)

十 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ・ニ (略)

(新設)

(新設)

十七第六号において同じ。)

ロ その資産の総額のうちに占めるイに規定する内閣府令で定める資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人として内閣府令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げる投資法人に類する外国投資法人

(その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲)

第十四条の十六 法第二十七条の三十六第一項に規定する法第二条第

一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(前条各号に掲げるものを除く。)で金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(前条各号に掲げるもの及び同項第十一号に掲げる外国投資証券を除く。次号において同じ。)で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券(法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。)に該当するもの

二 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(前号に掲げるものを除く。)を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第

(新設)

五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券（前条第一号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の性質を有するもの又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前条第二号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの（指定外国金融商品取引所に上場されているものを除く。）

四 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるもの及び指定外国金融商品取引所に上場されているものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前号に掲げるもの及び指定外国金融商品取引所に上場されているものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（第三号に掲げるもの、指定外国金融商品取引所に上場されているもの及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（第三号に掲げるもの、指定外国金融商品取引所に上場されているもの及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券若しくは証書又は

当該外国投資証券の発行された国以外の国において発行する証券又は証券で、当該預託を受けた証券若しくは証券又は外国投資証券に係る権利を表示するものうち、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

(上場有価証券等の範囲)

第十四条の十七 法第二十七条の三十六第一項ただし書に規定する当該上場会社等の法第二條第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（第十四条の十五各号に掲げるものを除く。）
、これらの有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 当該上場会社等の法第二條第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（第十四条の十五各号に掲げるもの及び同項第十一号に掲げる外国投資証券を除く。）

二 外国の者である当該上場会社等の発行する証券若しくは証券のうち法第二條第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券（第十四条の十五第一号に掲げるものを除く。次号及び第四号において同じ。）の性質を有するもの又は当該上場会社等の同項第十一号に掲げる外国投資証券（第十四条の十五第二号に掲げるものを除く。次号及び第四号において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価

(新設)

証券に該当するもの

三 外国の者である当該上場会社等の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）又は当該上場会社等の同項第十一号に掲げる外国投資証券（前号に掲げるものを除く。）で、これらの有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 外国の者である当該上場会社等の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）又は当該上場会社等の同項第十一号に掲げる外国投資証券（前二号に掲げるものを除く。）で、これらに係る権利を表示する同項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の前各号に掲げる有価証券（以下この条において「対象有価証券」という。）のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。）に係るもの

六 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該上場

会社等の対象有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行するもの

七 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の対象有価証券に係るオプションを表示するもの

八 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の対象有価証券に係る権利を表示するもの

九 有価証券信託受益証券で、当該上場会社等の対象有価証券を受託有価証券とするもの

十 当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の対象有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

十一 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（有価証券関連業となる有価証券等清算取次ぎの対象取引）
第十五条の三 法第二十八条第八項第七号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 証券投資信託の設定、証券投資信託の元本の一部の償還又は証券投資信託の受益証券と上場有価証券等との交換に係る受益証券

（有価証券関連業となる有価証券等清算取次ぎの対象取引）
第十五条の三 法第二十八条第八項第七号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

（新設）

又は金銭等の授受

五 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引（法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は前各号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

（特別の関係）

第十五条の十 法第二十九条の四第五項第二号（法第三十一条第五項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一 対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定により保有しているものとみなされる対象議決権を除く。以下この号において同じ。）を保有している者又は被支配会社が対象議決権を保有している者 当該者と次に掲げる者との関係

イ ホ （略）

二 （略）

2 前項第一号ニ及びホの「支配株主等」とは、会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等により総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の

四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引（法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

（特別の関係）

第十五条の十 法第二十九条の四第四項第二号（法第三十一条第五項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一 対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により保有しているものとみなされる対象議決権を除く。以下この号において同じ。）を保有している者又は被支配会社が対象議決権を保有している者 当該者と次に掲げる者との関係

イ ホ （略）

二 （略）

2 前項第一号ニ及びホの「支配株主等」とは、会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等により総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の

議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているときは、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。

355 (略)

(金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第十五条の二十 法第三十三条第二項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 証券投資信託の設定、証券投資信託の元本の一部の償還又は証券投資信託の受益証券と上場有価証券等との交換に係る受益証券又は金銭等の授受

五 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は前各号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

(高速取引行為者に含まれる金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者)

第十六条の四の二 法第三十八条第八号(法第六十条の十三において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 登録申請書に法第二十九条の二第一項第七号イに掲げる事項を記載して法第二十九条の登録を受けた者又は当該事項を記載して

議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。

355 (略)

(金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第十五条の二十 法第三十三条第二項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(新設)

四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

(新設)

法第三十一条第一項の規定による届出をした者（当該登録又は届出に係る当該事項について変更があつた旨の同項の規定による届出をした者を除く。）

二 登録申請書又は変更登録申請書に法第二十九条の二第一項第七号ロに掲げる事項を記載して法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録を受けた者（変更登録申請書に当該登録又は変更登録に係る当該事項について変更をしようとする旨を記載して同項の変更登録を受けた者を除く。）

三 登録申請書に法第三十三条の三第一項第六号イに掲げる事項を記載して法第三十三条の二の登録を受けた者又は当該事項を記載して法第三十三条の六第一項の規定による届出をした者（当該登録又は届出に係る当該事項について変更があつた旨の同項の規定による届出をした者を除く。）

四 許可申請書に法第六十条の二第一項第四号イに掲げる事項を記載して法第六十条第一項の許可を受けた者又は当該事項を記載して法第六十条の五第一項の規定による届出をした者（当該許可又は届出に係る当該事項について変更があつた旨の同項の規定による届出をした者を除く。）

（最良執行方針等の適用除外等）

第十六条の六 法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 有価証券の売買（次に掲げるものを除く。）

（最良執行方針等の適用除外等）

第十六条の六 法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 有価証券の売買（次に掲げるものを除く。）

			イ・ロ (略)
			ハ 取扱有価証券の売買
			二 (略)
			2・3 (略)
			(有価証券の売買等の禁止の適用除外)
			第十六条の八 法第四十一条の三ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
			一 (略)
			二 登録金融機関業務(法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいう。)として行う場合
			三 五 (略)
			(電子店頭デリバティブ取引等業務等に関する読替え)
			第十七条の十の三 法第六十条の十四第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。
(略)	定	読み替える法の規定	
(略)	句	読み替えられる字句	
(略)		読み替える字句	

			イ・ロ (略)
			ハ 取扱有価証券(法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。)の売買
			二 (略)
			2・3 (略)
			(有価証券の売買等の禁止の適用除外)
			第十六条の八 法第四十一条の三ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
			一 (略)
			二 登録金融機関業務(法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。)として行う場合
			三 五 (略)
			(電子店頭デリバティブ取引等業務等に関する読替え)
			第十七条の十の三 法第六十条の十四第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。
(略)	定	読み替える法の規定	
(略)	句	読み替えられる字句	
(略)		読み替える字句	

第六十条の五第一項	第六十条の二第二項各号	第六十条の二第一項各号 (第四号、第七号及び第十号を除く。)
(略)	(略)	(略)

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)
 第十七条の十六 金融商品取引業者等又は特例業務届出者が外国法人
 又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用
 に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の
 表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十三条の三 第一項第七号	本店その他の の営業所又 は事務所	本店及び国内における主たる営業 所又は事務所その他の営業所又は 事務所
(略)	(略)	(略)

第六十条の五第一項	第六十条の二第二項各号	第六十条の二第一項各号 (第六号及び第九号を除く。)
(略)	(略)	(略)

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)
 第十七条の十六 金融商品取引業者等又は特例業務届出者が外国法人
 又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用
 に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の
 表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十三条の三 第一項第六号	本店その他の の営業所又 は事務所	本店及び国内における主たる営業 所又は事務所その他の営業所又は 事務所
(略)	(略)	(略)

	第五十条の二第 六項	(略)	(略)
(略)	全ての営業 所又は事務 所	金融商品取引業等を行うため国内 に設ける全ての営業所又は事務所	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第四章の四 高速取引行為者

(高速取引行為者の最低資本金の額等)

第十八条の四の九 法第六十六条の五十三第五号ロに規定する政令で定める金額は、千万円とする。

2 申請者が外国法人である場合において、法第六十六条の五十三第五号ロの資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第六十六条の五十の登録の申請の時ににおける外国為替相場によるものとする。

(高速取引行為者の最低純財産額)

第十八条の四の十 法第六十六条の五十三第七号に規定する政令で定める金額は、零とする。

	第五十条の二第 六項	(略)	(略)
(略)	すべての営 業所又は事 務所	金融商品取引業等を行うため国内 に設ける全ての営業所又は事務所	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例)

第十八条の四の十一 法第六十六条の六十八の規定により読み替えて適用する法第六十六条の五十九に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である高速取引行為者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(新設)

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

第十八条の四の十二 高速取引行為者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十六条の六十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十六条の六十第三号	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始	国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行ったとき、又は主たる営業所若しくは事務所

	の所在する国において当該国の法令に基づき同種類	第六十六條の六 十一第一項第三号	法人を代表する	第六十六條の六 十一第一項第四号	により解散した	第六十六條の六 十一第一項第五号	清算人	清算人又は主たる營業所若しくは事務所の所在する国において清算人に相当する者	を受けたとき、又は主たる營業所若しくは事務所の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始した	破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者	清算人又は主たる營業所若しくは事務所の所在する国において清算人に相当する者
--	-------------------------	---------------------	---------	---------------------	---------	---------------------	-----	---------------------------------------	--	---------------------------	---------------------------------------

(高速取引行為者に関する読替え)

第十八條の四の十三 法第六十六條の六十九に規定する法第六十六條の五十の登録又は高速取引行為者について、法の規定を準用する場

(新設)

合における法第六十六条の六十九の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十七条 第一項	登録申請者又は金融商品取引業者	登録申請者
第五十七条 第二項	当該登録申請者又は当該金融商品取引業者	当該登録申請者
第五十七条 第三項	第三十条の二第一項の規定により条 件を付することとしたとき、又は第 五十一条、第五十一条の二、第五十 二条第一項若しくは第二項、第五十 二条の二第一項若しくは第二項、第 五十三条、第五十四条若しくは前条	又は第六十六条 の六十二、第六 十六条の六十三 第一項若しくは 第二項若しくは 第六十六条の六

第四章の五 金融商品取引業協会

(認定金融商品取引業協会の認定の申請)

第十八条の四の十四 (略)

(認定投資者保護団体の認定の申請)

第十八条の四の十五 (略)

(認定業務の廃止の届出)

第十八条の四の十六 (略)

第四章の六 投資者保護基金

(株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し又は保有することができる者)

第十九条の三の三 法第六十六条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 外国金融商品取引市場開設者(法第六十条の二第一項第七号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条におい

第四章の四 金融商品取引業協会

(認定金融商品取引業協会の認定の申請)

第十八条の四の九 (略)

(認定投資者保護団体の認定の申請)

第十八条の四の十 (略)

(認定業務の廃止の届出)

第十八条の四の十一 (略)

第四章の五 投資者保護基金

(株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し又は保有することができる者)

第十九条の三の三 法第六十六条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 外国金融商品取引市場開設者(法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条におい

て同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者

イ・ロ (略)

ハ その者が法第六六条の三第一項又は第六六条の十七第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合(法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この条において同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持持株会社が、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持持株会社、商品取引所又は商品取引所持持株会社の子会社(法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条、第四十三条の四第三項、第四十三条の六第一項及び第二項並びに第四十四条第十四項及び第十五項において同じ。)(次号ハ、第四号ハ及び第五号ハにおいて「特定子会社」という。)であること。

三 外国金融商品取引市場開設者持株会社(外国金融商品取引市場開設者を子会社とする会社であつて前号に掲げる者以外の者をいう。以下この号において同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者

イ・ロ (略)

四 外国商品市場開設者(商品先物取引法第十二項に規定する外国商品市場を開設する者をいう。次号において同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者

イ・ロ (略)

て同じ。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ・ロ (略)

ハ その者が法第六六条の三第一項又は第六六条の十七第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合(法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この条において同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持持株会社が、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持持株会社、商品取引所又は商品取引所持持株会社の子会社(法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条並びに第四十四条第十三項及び第十四項において同じ。)(次号ハ、第四号ハ及び第五号ハにおいて「特定子会社」という。)であること。

三 外国金融商品取引市場開設者持株会社(外国金融商品取引市場開設者を子会社とする会社であつて前号に掲げる者以外の者をいう。以下この号において同じ。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ・ロ (略)

四 外国商品市場開設者(商品先物取引法第十二項に規定する外国商品市場を開設する者をいう。次号において同じ。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ・ロ (略)

五 外国商品市場開設者持株会社（外国商品市場開設者を子会社とする会社であつて前号に掲げる者以外の者をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者
イ〜ハ（略）

（上場会社等の有価証券から除くもの）

第二十七条 法第六十三條第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一 法第二條第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券として内閣府令で定めるもの

二（略）

（関連有価証券の範囲）

第二十七條の四 法第六十三條第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二條第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条及び第二十七條の六において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法第二條第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上

五 外国商品市場開設者持株会社（外国商品市場開設者を子会社とする会社であつて前号に掲げる者以外の者をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者
イ〜ハ（略）

（上場会社等の有価証券から除くもの）

第二十七条 法第六十三條第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一 法第二條第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産（資産流動化法第二條第一項に規定する特定資産をいう。以下この号において同じ。）を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券（特定社債券を除く。）として内閣府令で定めるもの

二（略）

（関連有価証券の範囲）

第二十七條の四 法第六十三條第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二條第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条及び第二十七條の六において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法第二條第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上

場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを
信託約款に定めた投資信託又はこれに類する外国投資信託に係る
もの

二七七 (略)

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権
限の委任)

第三十八条 (略)

2 法第九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、
法第六十条第二項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティ
ブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部
分に限り、法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。
)、法第六十条の十三(法第六十条の十四第二項において準用する
場合を含む。)において準用する法第三十五条の三(有価証券の売
買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのも
のに限る。)、第三十八条(第八号及び第九号に係る部分に限る。
)及び第四十条(第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その
他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限
る。)並びに法第三十三条第一項、第五百七十七条から第五百十九

場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを
信託約款に定めた投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律
第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号
及び第三十三条の二第一号において同じ。)又はこれに類する外
国投資信託(同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託をい
う。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同
じ。)に係るもの

二七七 (略)

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権
限の委任)

第三十八条 (略)

2 法第九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、
法第六十条の十三(法第六十条の十四第二項において準用する場
合を含む。)において準用する法第三十八条(第八号に係る部分に
限る。)及び第四十条(第二号に係る部分であつて、有価証券の売
買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのも
のに限る。)の規定とする。

条まで、第六十二條及び第六十三條から第七十一條までの規定並びに第六十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）及び第六十二條の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

3 法第九十四條の七第二項第二号の二に規定する政令で定める規定は、法第三十七條、第三十七條の三、第三十七條の四、第三十八條（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九條（第四項及び第六項を除く。）、第四十條（同條第二号にあつては、法第六十三條第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第四十二條の二、第四十二條の七、第五十七條から第五十九條まで、第六十二條及び第六十三條から第七十一條までの規定とする。

4 法第九十四條の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六條の十、第六十六條の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六條の十二、第六十六條の十四及び第六十六條の十四の二並びに第六十六條の十五において準用する法第三十八條の二、第三十九條及び第四十條（同條第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

5 (略)

6 法第九十四條の七第二項第三号の三に規定する政令で定める規定は、法第六十六條の五十五（法第二條第四十一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六條の五十七（

3 法第九十四條の七第二項第二号の二に規定する政令で定める規定は、法第三十七條、第三十七條の三、第三十七條の四、第三十八條（第一号、第二号及び第八号に係る部分に限る。）、第三十九條、第四十條（同條第二号にあつては、法第六十三條第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第四十二條の二、第四十二條の七、第五十七條から第五十九條まで、第六十二條及び第六十三條から第七十一條までの規定とする。

4 法第九十四條の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六條の十、第六十六條の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六條の十二、第六十六條の十四、第六十六條の十四の二並びに第六十六條の十五において準用する法第三十八條の二、第三十九條及び第四十條（同條第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

5 (略)

(新設)

同条第二号にあつては、法第二条第四十一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条及び第百六十三条から第百七十一条までの規定とする。

7・8 (略)

9) 法第九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が第一号から第三号までに掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の第一号から第三号までに掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務並びに高速取引行為を行う者の行為が第四号に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十五条の五第一項の調査に係る業務及び高速取引行為を行う者の同号に掲げる行為に関する同項の措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条（法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第三十八条の二、第三十九条、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条

6・7 (略)

8) 法第九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、

の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五百七十七条から第五百七十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第二項又は第六十条第二項の規定により付された条件（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 (略)

四 法第六十六条の五十五（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の五十七（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第五百七十七条から第六百五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで又は第六百六十八条から第六百七十一条までの規定に違反する行為

10 | 11 | (略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 (略)

(新設)

9 | 10 | (略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 法第九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七條の三十、第二十七條の三十五並びに第二十七條の三十七の規定による権限並びに法第九十三条の二第六項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限、報告を求める権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第七十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項、第七十二条の三各項、第七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の五、第七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七から第七十二条の九まで、第七十二条の十各項並びに第七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

第三十八条の二 法第九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七條の三十並びに第二十七條の三十五の規定による権限並びに法第九十三条の二第六項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限、報告を求める権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第七十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、及び第三項、第七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項、第七十二条の三各項、第七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の五、第七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七から第七十二条の九まで、第七十二条の十各項並びに第七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第七十九条の四、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六十五条（法第九十九条の四において準用する場合を含む。）、第六十五条の九、第六十六条の五の四、第六十六条の五の八、第六十六条の十五、第六十六条の二十の十二、第六十六条の三十四、第六十六条の五十八及び第六十六条の八十の規定による権限並びに法第六十六条の八十九の規定による権限（特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六十六条第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。）は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の

一〇三 (略)

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第七十九条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六十五条（法第九十九条の四において準用する場合を含む。）、第六十五条の九、第六十六条の五の四、第六十六条の五の八、第六十六条の十五、第六十六条の二十の十二、第六十六条の三十四、第六十六条の五十八及び第六十六条の八十の規定による権限並びに法第六十六条の八十九の規定による権限（特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六十六条第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。）は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並び

提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要がある
と認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資す
ると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行う
ことを妨げない。

3・4 (略)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本
店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下同じ。）に関するも
のにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄
する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合
にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するもの
にあつては関東財務局長に委任する。

一・二 (略)

2・6 (略)

(重要情報の公表に関する権限の財務局長等への委任)

第四十一条の三 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額若し
くは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額又は
出資の総額をいう。）が五十億円未満の内国会社又はその発行する
いずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（
内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国

に公益又は投資者保護のため緊急の必要がある
と認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合
における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3・4 (略)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本
店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条
の二及び第四十四条の三第一項において同じ。）に関するものにあ
つては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財
務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつ
ては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつ
ては関東財務局長に委任する。

一・二 (略)

2・6 (略)

(新設)

会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第二十七条の三十七第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに法第二十七条の三十七第二項の規定による報告の求め（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

二 法第二十七条の三十八第一項の規定による指示及び同条第二項の規定による命令

2 前項に規定する権限のうち、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における権限及び適正な重要情報の公表に特に資すると認められる場合における権限については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融庁長官も行うことができる。

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものを除く。）は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものを除く。）は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては

、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～五 （略）

六 法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第七項の規定による申請書の受理

七～十四 （略）

2 （略）

3 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引所取引許可業者の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。次条第四項、第四十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。）とする持株会社（法第二十九条の四第三項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下こ

、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～五 （略）

六 法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

七～十四 （略）

2 （略）

3 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引所取引許可業者の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。第四十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。）とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）、当該金融商品取引業者

の項において同じ。）、当該金融商品取引業者（法第五十六条の二第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 特別金融商品取引業者又は第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者（以下この項及び次項において「特別金融商品取引業者等」という。）に係る第二項第十二号に掲げる権限で当該特別金融商品取引業者等の支店等に関するもの及び長官権限のうち法第五十七条の十第一項の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）については、当該支店等（特別金融商品取引業者の子会社等（法第五十七条の十第二項に規定する子会社等という。第四十三条の二第一項並びに第四十四条第五項及び第二十一項において同じ。）を含む。次項において同じ。）の所在地（当該特別金融商品取引業者等と取引をする者又は当該特別金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわ

（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 特別金融商品取引業者又は第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者（以下この項及び次項において「特別金融商品取引業者等」という。）に係る第二項第十二号に掲げる権限で当該特別金融商品取引業者等の支店等に関するもの及び長官権限のうち法第五十七条の十第一項の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）については、当該支店等（特別金融商品取引業者の子会社等（法第五十七条の十第二項に規定する子会社等という。第四十三条の二第一項並びに第四十四条第五項及び第二十項において同じ。）を含む。次項において同じ。）の所在地（当該特別金融商品取引業者等と取引をする者又は当該特別金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわた

たる委託を含む。)を受けた者を含む。)が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査(以下この条から第四十四条までにおいて「検査等」という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該特別金融商品取引業者等の本店等(取引所取引許可業者にあつては、国内における代表者。以下この項並びに同条第三項及び第四項において同じ。)又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6・7 (略)

(金融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第三号に掲げる権限で居住者である金融商品取引業者、金融商品取引業者を子会社とする持株会社又は指定親会社(法第五十七條の十二第三項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。)の主要株主(法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。)の

る委託を含む。)を受けた者を含む。)が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査(以下この条から第四十四条までにおいて「検査等」という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該特別金融商品取引業者等の本店等(取引所取引許可業者にあつては、国内における代表者。以下この項並びに第四十四条第三項及び第四項において同じ。)又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6・7 (略)

(金融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第三号に掲げる権限で居住者である金融商品取引業者、法第五十六條の二第一項に規定する持株会社又は指定親会社(法第五十七條の十二第三項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。)の主要株主(法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。)の

本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る。）は、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一～五 （略）

六 法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第七項の規定による申請書の受理

七～十 （略）

2 （略）

3 前項第六号に掲げる権限で登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする持株会社、当該登録金融機関から業

の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る。）は、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一～五 （略）

六 法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

七～十 （略）

2 （略）

3 前項第六号に掲げる権限で登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする法第五十六条の二第一項に規定する

務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）又は当該登録金融機関（法第五十六条の二第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4～7（略）

（金融商品仲介業者に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の二の二 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者又は金融商品仲介業者の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者又は金融商品仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～五（略）

持株会社、当該登録金融機関から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）又は当該登録金融機関（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4～7（略）

（金融商品仲介業者に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の二の二 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者又は金融商品仲介業者の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者又は金融商品仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～五（略）

六 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第七項の規定による申請書の受理
七 七十四 (略)

254 (略)

(高速取引行為者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の二三 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者又は高速取引行為者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者又は高速取引行為者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。

一 法第六十六条の五十一第一項の規定による登録申請書の受理
二 法第六十六条の五十二第一項及び第六十六条の五十四第二項の規定による登録

三 法第六十六条の五十二第二項の規定による高速取引行為者登録簿の縦覧

四 法第六十六条の五十三の規定による登録の拒否

五 法第六十六条の六十六の規定による登録の抹消

六 法第六十六条の六十九において準用する法第五十七条第一項の規定による審問

七 法第六十六条の六十九において準用する法第五十七条第三項の規定による通知(法第六十六条の五十の登録に係るものに限る。)

六 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理
七 七十四 (略)

254 (略)

(新設)

- 八 法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第六号に規定する審問に係るもの
- 2) 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する高速取引行為に係るものを除く。）は、高速取引行為者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該高速取引行為者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第五号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第六十六条の五十四第一項及び第三項、第六十六条の六十並びに第六十六条の六十一第一項の規定による届出の受理
- 二 法第六十六条の五十九の規定による書類の受理
- 三 法第六十六条の六十二、第六十六条の六十三第一項から第三項まで及び第六十六条の六十四の規定による処分
- 四 法第六十六条の六十五の規定による公告
- 五 法第六十六条の六十七の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の七第二項第三号の三の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）
- 六 法第六十六条の六十九において準用する法第五十七条第二項の規定による聴聞
- 七 法第六十六条の六十九において準用する法第五十七条第三項の規定による通知（法第六十六条の五十の登録に係るものを除く。）

八 法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第六号に規定する聴聞に係るもの

九 第十八条の四の十一ただし書の規定による承認

3 前項第五号に掲げる権限で高速取引行為者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該高速取引行為者と取引をする者又は当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 第二項の金融庁長官の指定する高速取引行為者に係る同項第五号に掲げる権限で当該高速取引行為者の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該高速取引行為者と取引をする者又は当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に

委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該高速取引行為者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

(金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の四 (略)

2 (略)

3 前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者(法第五十一条に規定する商品取引参加者をいう。第四十四条第十四項において同じ。)、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この項において同じ。)(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地(業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所

(金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の四 (略)

2 (略)

3 前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者(法第五十一条に規定する商品取引参加者をいう。第四十四条第十三項において同じ。)、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この項において同じ。)(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地(業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所

在地在福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 (略)

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社等、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九

在地在福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 (略)

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社等、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第六十六条の二

条の四、第百六条の二十七（法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、高速取引支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 （略）

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該金融商品取引所に上場されている金

十七（法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 （略）

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該金融商品取引所に上場されている金

融商品等（法第八十四条第二項に規定する金融商品等をいう。以下この項において同じ。）についての当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に関し、当該金融商品等に係る有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引若しくはこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理又は高速取引行為を行っている金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者の本店等、金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、金融商品仲介支店等又は高速取引支店等（以下この項において「取引金融商品取引業者等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めるときは、当該取引金融商品取引業者等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5 第一項の規定は、特別金融商品取引業者並びに委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び高速取引行為者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における前三項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、高速取引支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者又は高速取引行為者の金融商品取引支店等、金融支店等、

融商品等（法第八十四条第二項に規定する金融商品等をいう。以下この項において同じ。）についての当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に関し、当該金融商品等に係る有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理を行っている金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは金融商品仲介業者の本店等、金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は金融商品仲介支店等（以下この項において「取引金融商品取引業者等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めるときは、当該取引金融商品取引業者等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5 第一項の規定は、特別金融商品取引業者並びに委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における前三項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は特例業務支店等、

取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等又は高速取引支店等」と、「関するもの」とあるのは「関するもの及び長官権限のうち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七條の十第一項の規定による権限」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該対象支店等」とあるのは「当該対象支店等（特別金融商品取引業者の子会社等を含む。次項において同じ。）」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者若しくは高速取引行為者」と、第三項中「金融商品取引業者等の対象支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者又は高速取引行為者の対象支店等」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者若しくは高速取引行為者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6 (略)

7 第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社、当該金融商品取引業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）

「と、「関するもの」とあるのは「関するもの及び長官権限のうち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七條の十第一項の規定による権限」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該対象支店等」とあるのは「当該対象支店等（特別金融商品取引業者の子会社等を含む。次項において同じ。）」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、第三項中「金融商品取引業者等の対象支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の対象支店等」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6 (略)

7 第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社（同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）、当該金融商品取引業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二

、当該金融商品取引業者（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8
8～11（略）

12| 第二項及び第四項に規定する「高速取引支店等」とは、高速取引行為者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該高速取引行為者と取引をする者又は当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

13|
21|（略）

（委員会の企業内容等の開示等に関する権限の財務局長への委任）
第四十四条の三（略）

2（略）

3 長官権限のうち、第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任された法第二十七条の三十、第二十七条の三十五及び第二十七条の三十七の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）を、当該金融商品取引業者（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8
8～11（略）

（新設）

12|
20|（略）

（委員会の企業内容等の開示等に関する権限の財務局長への委任）
第四十四条の三（略）

2（略）

3 長官権限のうち、第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任された法第二十七条の三十の規定による権限及び法第二十七条の三十五の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

4
(略)

4
(略)

改正案	現行
<p>（株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる者）</p> <p>第十一条 法第九十六条の十九第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 外国商品市場を開設する者（次号において「外国商品市場開設者」という。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者</p> <p>イハ (略)</p> <p>三 外国商品市場開設者の子会社とする者（前号に掲げる者を除く。以下この号において「外国商品市場開設者持株会社」という。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者</p> <p>イハ (略)</p> <p>四 外国金融商品取引市場開設者（金融商品取引法第六十条の二第二項第七号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。次号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者</p> <p>イハ (略)</p> <p>五 外国金融商品取引市場開設者持株会社（外国金融商品取引市場開設者の子会社とする者であつて前号に掲げる者以外の者をいう</p>	<p>（株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる者）</p> <p>第十一条 法第九十六条の十九第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 外国商品市場を開設する者（次号において「外国商品市場開設者」という。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者</p> <p>イハ (略)</p> <p>三 外国商品市場開設者の子会社とする者（前号に掲げる者を除く。以下この号において「外国商品市場開設者持株会社」という。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者</p> <p>イハ (略)</p> <p>四 外国金融商品取引市場開設者（金融商品取引法第六十条の二第二項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。次号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者</p> <p>イハ (略)</p> <p>五 外国金融商品取引市場開設者持株会社（外国金融商品取引市場開設者の子会社とする者であつて前号に掲げる者以外の者をいう</p>

。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者
イ〜ハ（略）

。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者
イ〜ハ（略）

三 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）

改正案

（資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する金融商品取引法等の規定の読替え）

第四十七条 法第二百九条第一項の規定において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第三十八条第九号	(略)	読み替える金融商品取引法の規定
(略)	金融商品取引業	(略)	読み替えられる字句
(略)	募集等業務	(略)	読み替える字句

現行

（資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する金融商品取引法等の規定の読替え）

第四十七条 法第二百九条第一項の規定において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第三十八条第八号	(略)	読み替える金融商品取引法の規定
(略)	金融商品取引業	(略)	読み替えられる字句
(略)	募集等業務	(略)	読み替える字句

2

(略)

2

(略)

四 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案

（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等）
 第二百二十一条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等について金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十八条第九号	金融商品取引業	投資証券の募集等の業務
(略)	(略)	(略)

2～5 (略)

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の

現行

（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等）
 第二百二十一条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等について金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十八条第八号	金融商品取引業	投資証券の募集等の業務
(略)	(略)	(略)

2～5 (略)

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権

権限の委任の内容)

第三百三十三条 法第二百二十五条第二項に規定する政令で定める規定は、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条(第一項第二号を除く。)、第三十七条の三第一項(第二号及び第六号を除く。)、及び第二項、第三十七条の四、第三十八条(第七号及び第八号を除く。)、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項、第四十条(同条第二号にあつては、投資証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。)、並びに第四十四条の三第一項(第三号を除く。)、の規定とする。

限の委任の内容)

第三百三十三条 法第二百二十五条第二項に規定する政令で定める規定は、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条(第一項第二号を除く。)、第三十七条の三第一項(第二号及び第六号を除く。)、及び第二項、第三十七条の四、第三十八条、第三十九条、第四十条(同条第二号にあつては、投資証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。)、並びに第四十四条の三第一項(第三号を除く。)、の規定とする。

五 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号）

改正案	現行
<p>（証券取引等監視委員会への権限の委任等）</p> <p>第二十条 金融庁長官は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融商品取引業に係る商品又は役務の取引、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する金融商品仲介業に係る商品又は役務の取引及び同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務に係る商品又は役務の取引に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（証券取引等監視委員会への権限の委任等）</p> <p>第二十条 金融庁長官は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融商品取引業に係る商品又は役務の取引、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する金融商品仲介業に係る商品又は役務の取引及び同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務に係る商品又は役務の取引に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第三条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十八（略）</p> <p>二十九 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第一項第三号イからエまでに掲げる者（第十一条第一号及び第二号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三十 四十（略）</p> <p>四十一 金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。</p> <p>四十二 五十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一（略）</p>	<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第三条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十八（略）</p> <p>二十九 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第一項第三号イからエまでに掲げる者（第十一条第一号及び第二号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三十 四十（略）</p> <p>四十一 金融商品取引法第二章から第二章の五までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。</p> <p>四十二 五十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一（略）</p>

二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三及び第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六並びに同法第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、百三条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六百五十一条、第六百五十五条の九、第六百五十六条の五の四、第六百五十六条の五の八、第六百五十六条の十五、第六百五十六条の二十の十二、第六百五十六条の三十四、第六百五十六条の五十八、第六百五十六条の八十及び第六百五十六条の八十九、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條第一項及び第二百十三條第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第二十九條第一項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十七條第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百号）第二百十七條第一項（同法第二百九條第二項（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十條第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六條第一項の規定に

二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三及び第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六並びに同法第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第六十六条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六百五十一条、第六百五十五条の九、第六百五十六条の五の四、第六百五十六条の五の八、第六百五十六条の十五、第六百五十六条の二十の十二、第六百五十六条の三十四、第六百五十六条の五十八、第六百五十六条の八十及び第六百五十六条の八十九、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條第一項及び第二百十三條第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第二十九條第一項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十七條第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百号）第二百十七條第一項（同法第二百九條第二項（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十條第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六條第一項の規定に基づく検査に関するこ

基づく検査に關すること。

三 次に掲げる者の検査に關すること。

イ〜ハ (略)

ト 信託業（担保付社債に關する信託事業を含む。次条第一項第一号ラ、第十一條第一項第十七号及び第二十條第一項第一号ロにおいて同じ。）若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十條の二第一項の登録を受けた者

チ〜ク (略)

（監督局の所掌事務）

第五條 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に關すること。

イ〜ソ (略)

ツ 高速取引行為者

ネ (略)

ナ 特定金融指標算出者（金融商品取引法第五十六條の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。第二十條第一項第一号へ及び第二十三條第一項第一号チにおいて同じ。）

ラ〜コ (略)

二〜十三 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ラ、ム及びノからフまでに掲げる者の監督に關する事務並びに同項第二号、第七号

と。

三 次に掲げる者の検査に關すること。

イ〜ハ (略)

ト 信託業（担保付社債に關する信託事業を含む。次条第一項第一号ナ、第十一條第一項第十七号及び第二十條第一項第一号ロにおいて同じ。）若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十條の二第一項の登録を受けた者

チ〜ク (略)

（監督局の所掌事務）

第五條 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に關すること。

イ〜ソ (略)

（新設）

ツ (略)

ネ 特定金融指標算出者（金融商品取引法第五十六條の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。第二十條第一項第一号へ及び第二十三條第一項第一号トにおいて同じ。）

ナ〜フ (略)

二〜十三 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ナ、ラ及びニからケまでに掲げる者の監督に關する事務並びに同項第二号、第七号

、第八号及び第十号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号カからツまで、ナ及びハに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ネに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

(企業開示課の所掌事務)

第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による企業内容等の開示等に関する制度及び同法第三章の三の規定による信用等级付業者に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二 金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。
- 三 金融商品取引法第二十六条第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項並びに第二十七条の三十七第一項の規定に基づく検査に関すること。

四〇十 (略)

2 (略)

、第八号及び第十号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号カからソまで、ネ及びウに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ツに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

(企業開示課の所掌事務)

第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 金融商品取引法第二章から第二章の五までの規定による企業内容等の開示等に関する制度及び同法第三章の三の規定による信用等级付業者に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二 金融商品取引法第二章から第二章の五までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。
- 三 金融商品取引法第二十六条第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五第一項の規定に基づく検査に関すること。

四〇十 (略)

2 (略)

(証券課の所掌事務)

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ ホ (略)

ヘ 高速取引行為者

ト 千 (略)

二 四 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからヘまで及びチに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号及び第四号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号トに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(証券課の所掌事務)

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ ホ (略)

(新設)

ヘ ト (略)

二 四 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからホまで及びトに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号及び第四号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ヘに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

七 金融庁設置法第四条第一項第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>金融庁設置法第四条第一項第三号ヤに規定する指定紛争解決機関を定める政令</p> <p>金融庁設置法第四条第一項第三号ヤの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇十五（略）</p>	<p>金融庁設置法第四条第一項第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令</p> <p>金融庁設置法第四条第一項第三号クの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇十五（略）</p>